

令和5年12月 井手町

# 12月定例会会議録

井手町議会

令和5年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月6日）

|  |    |
|--|----|
| 応招・不応招議員   | 1  |
| 出席・欠席議員  | 1  |
| 出席事務局職員  | 1  |
| 出席説明員  | 1  |
| 議事日程   | 3  |
| 開会   | 4  |
| 会議録署名議員の指名   | 4  |
| 会期の決定  | 4  |
| 諸般の報告  | 6  |
| 一般質問   | 6  |
| 谷田健治議員   | 7  |
| 1 小・中学校における不登校の状況とその支援について                             |    |
| 2 農業従事者に対する支援について                                      |    |
| 3 町職員の駐車場の改善について                                       |    |
| 小割直彦議員   | 17 |
| 1 高齢者の運転免許証自主返納について                                    |    |
| 2 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の削減について                       |    |
| 脇本尚憲議員   | 21 |
| 1 特殊詐欺対策の自動通話録音機の導入                                    |    |
| 2 ツキノワグマ被害と対策  |    |
| 岡田久雄議員   | 25 |
| 1 中学校における献血教育および住民への献血啓発等について                          |    |
| 2 新庁舎・新山吹ふれあいセンター・自然休養村管理センター<br>等における「思いやり駐車場」の整備について |    |
| 田中保美議員   | 29 |
| 1 本町と井手やまぶき支援学校との連携・交流について                             |    |
| 2 町の地域資源を活かしたまちづくりについて                                 |    |
| 木村武壽議員   | 34 |
| 1 町内における街灯の増設について                                      |    |

|  |     |
|--|-----|
| 木村健太議員                                 | 3 5 |
| 1 町内のゴミの集積場所におけるゴミの散乱や不法投棄について         |     |
| 2 飼い犬によるフン害について                        |     |
| 鎌田隆宏議員                                 | 3 8 |
| 1 「テオテラスいで」の利便性向上について                  |     |
| 2 自然休養村管理センターの今後の活用について                |     |
| 報告第20号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）           | 4 2 |
| 議案第55号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件      | 4 3 |
| 議案第56号 令和5年度井手町一般会計補正予算（第6回）           | 4 4 |
| 議案第57号 令和5年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）     | 5 0 |
| 議案第58号 令和5年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）         | 5 3 |
| 議案第59号 令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回） | 5 4 |
| 議案第60号 令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）    | 5 5 |
| 散会                                     | 5 6 |
| 署名議員                                   | 5 7 |

## 第 2 号（12月13日）

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 応招・不応招議員                          | 5 9 |
| 出席・欠席議員                           | 5 9 |
| 出席事務局職員                           | 5 9 |
| 出席説明員                             | 5 9 |
| 議事日程                              | 6 1 |
| 開会                                | 6 2 |
| 会議録署名議員の指名                        | 6 2 |
| 議案第62号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 | 6 2 |
| 議案第63号 井手町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の    |     |

|           |   |     |
|-----------|---|-----|
|           | 件   | 7 0 |
| 議案第 6 4 号 | 令和 5 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）                 | 7 4 |
| 議案第 6 5 号 | 令和 5 年度井手町国民健康保険特別会計補正予算<br>（第 2 回）       | 7 6 |
| 議案第 6 6 号 | 令和 5 年度井手町水道事業会計補正予算（第 3 回）               | 7 8 |
| 議案第 6 7 号 | 令和 5 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補<br>正予算（第 3 回）   | 7 9 |
| 議案第 6 8 号 | 令和 5 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2<br>回）          | 8 0 |
| 議案第 6 9 号 | 令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算<br>（第 3 回）      | 8 2 |
| 議案第 6 1 号 | 工事請負契約変更について同意を求める件                       | 8 3 |
| 発議第 4 号   | イスラエルによるガザ攻撃中止と即時停戦への外交<br>努力を日本政府に求める意見書 | 8 5 |
|           | 閉会中の継続調査の申出について                           | 8 8 |
|           | 閉会  | 8 8 |
|           | 署名議員                                      | 8 9 |

第 1 号（令和 5 年 1 2 月 6 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和5年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和5年12月6日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和5年12月6日午前10時00分 議長 奥田俊夫

閉会 令和5年12月6日午後 2時06分 議長 奥田俊夫

応招議員

|    |    |    |     |    |    |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 木村 | 健太 | 2番  | 谷田 | 健治 |
| 3番 | 鎌田 | 隆宏 | 4番  | 小割 | 直彦 |
| 5番 | 田中 | 保美 | 6番  | 奥田 | 俊夫 |
| 7番 | 脇本 | 尚憲 | 8番  | 谷田 | 利一 |
| 9番 | 岡田 | 久雄 | 10番 | 木村 | 武壽 |

不応招議員

なし

出席議員

|    |    |    |     |    |    |
|----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 木村 | 健太 | 2番  | 谷田 | 健治 |
| 3番 | 鎌田 | 隆宏 | 4番  | 小割 | 直彦 |
| 5番 | 田中 | 保美 | 6番  | 奥田 | 俊夫 |
| 7番 | 脇本 | 尚憲 | 8番  | 谷田 | 利一 |
| 9番 | 岡田 | 久雄 | 10番 | 木村 | 武壽 |

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 4番 | 小割 | 直彦 | 8番 | 谷田 | 利一 |
|----|----|----|----|----|----|

本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |    |    |      |    |    |
|--------|----|----|------|----|----|
| 議会事務局長 | 森田 | 肇  | 議会書記 | 梶田 | 篤志 |
| 議会書記   | 林田 | 夕加 | 議会書記 | 新田 | 純平 |

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

|   |   |    |    |   |   |   |    |    |
|---|---|----|----|---|---|---|----|----|
| 町 | 長 | 西島 | 寛道 | 副 | 町 | 長 | 島田 | 智雄 |
|---|---|----|----|---|---|---|----|----|

参 与 西垣 義郎  
理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘  
理事兼会計管理者事務取扱 木村 恵理  
理事兼建設課長事務取扱 柳原 健二  
  
企 画 財 政 課 長 寺井 佳孝  
高 齢 福 祉 課 長 坂井幸一郎  
保健センター所長・  
地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之  
上 下 水 道 課 長 仁木 崇  
同和・人権政策課長 西島 豊広  
社会教育課長・  
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

教 育 長 中田 邦和  
理事兼地域創生推進室長事務取扱 山本 勇人  
理事兼住民福祉課長事務取扱 花木 秀章  
学 校 教 育 課 長 ・ 高江 裕之  
自然休養村管理センター館長兼務  
税 務 課 長 乾 浩朗  
保 健 医 療 課 長 中谷 誠  
産 業 環 境 課 長 菱本 嘉昭  
建 設 課 参 事 辻井 祐介  
いづみ人権交流センター所長・  
いづみ児童館長兼務 平間 克則  
学校給食センター所長 奥山 英高

#### 議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

# 令和5年12月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

令和5年12月6日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第20号 専決処分の報告について（工事請負契約変更）
- 第6 議案第55号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第56号 令和5年度井手町一般会計補正予算（第6回）
- 第8 議案第57号 令和5年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第9 議案第58号 令和5年度井手町水道事業会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第59号 令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算  
（第2回）
- 第11 議案第60号 令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2  
回）



## 議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦  
労さまでございます。

ただいまから令和5年12月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会  
議を開きます。

さて、本日、西島町長より12月定例町議会が招集されました。各議案に  
つきまして慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われます  
ようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、小割直彦  
議員、8番、谷田利一議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのあ  
る場合には、次の議席の番号の方をお願いします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月15日までの10日間に  
したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12  
月15日までの10日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例の一部改正1件、令和5年  
度補正予算5件、工事請負契約変更の同意案件1件、専決処分1件、合計8  
件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ  
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ  
を許します。

西島町長。

町長（西島寛道） 本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いた  
だきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝して  
いるところでありまして、この機会に厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症も、今年の5月8日に感染症法上の位置

づけが5類に変更され、各種事業の開催がコロナ前に戻りつつある状況が見られることから、9月から11月頃までの3か月間は、文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期でもあります。私も、町長就任以来、この間、多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望を聞かせていただき、町政への期待の大きさを再認識することができました。また、私の基本姿勢でもあります「豊かな自然と利便性・快適性が共存する新しい町」との認識の下、各種団体との懇談会を12月中旬に開催する予定をいたしておりまして、これから住民から頂いた多くの貴重なご意見やご要望を今後の町政に十分反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第55号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件ほか、7件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第55号は、産前産後期間の国民健康保険税に係る所得割と均等割を軽減するための条例の一部改正であります。

議案第56号は、令和5年度一般会計の補正でありまして、補正総額1億3,713万円の増で、補正後の一般会計予算は55億7,107万2,000円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するために実施しております上下水道使用料の基本使用料及び水道メーター使用料の全額免除の期間延伸に伴う公共下水道事業特別会計への繰り出しに330万円、多賀地区簡易水道事業特別会計への繰り出しに125万円、井手町水道事業会計への補助に155万円それぞれ計上いたしますとともに、本町の空き家バンクへの登録をさらに促進するため、空き家再生支援に250万円、まちづくり協議会が開催される事業の補助に45万円、ふるさと応援基金に201万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担軽減を図るための住民税非課税世帯等臨時特別給付金に9,183万円、京都府後期高齢者医療広域連合への負担金に847万3,000円。事業の精算等による返還金等に128万9,000円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係では、高騰する肥料の影響を受けている町内の農業者への負担軽減を図るため給付金を支給する国内資源活用肥料高騰対策支援給付に1

05万円計上いたしております。

次に、土木関係では、町営住宅の解体に係る廃棄物処分等の費用が増額となるため、多賀地区町営住宅建替事業に1,600万円計上いたしております。

次に教育関係では、IDEゆうゆうスポーツクラブが開催される事業の補助に44万4,000円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金1億1,886万3,000円、寄附金201万2,000円、繰入金1,242万4,000円の減、繰越金2,867万8,000円計上いたしております。

議案第57号から議案第60号までの4件は、いずれも令和5年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第61号は、地方自治法並びに条例の規定に基づき、工事請負変更契約を締結するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。議案第20号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものであります。

なお、人事院勧告に基づく給与条例等の一部改正、それに伴う各会計の補正予算、戸籍法の改正に伴う手数料徴収条例の一部改正につきましては、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、私の挨拶並びに提案説明といたします。

議長（奥田俊夫） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から10月、11月分の例月出納検査結果報告が、上下水道課から上下水道水質検査結果書が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おきをお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は8名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次、質問を許します。

谷田健治議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 2番、谷田健治です。通告に従い、質問させていただきます。大きく3点質問いたします。

まず1点目ですが、小・中学校における不登校の状況とその支援について質問いたします。

10月4日、文部科学省は、「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査結果について」を公表いたしました。小・中学校の不登校児童・生徒数が前年度を5万人以上上回り、約29万9,000人となった。また、中学校が深刻で、特に公立中学校では16人に1人、6.3%が不登校で、どのクラスにも2人いることになると報告しております。

京都府においても、令和4年度の不登校児童・生徒数は合計5,627人で、令和3年度から1,162人増加しております。平成24年度以降増加傾向に転じておりまして、以後11年連続で増加しています。1,000人当たりの不登校児童・生徒数は30.0人で、令和3年度から6.5ポイント増加しています。

以下、質問いたします。

①このような不登校の状況を教育長はどのように捉えておられるか、その認識を伺わせてください。

②井手町における令和4年度の小・中学校別の不登校の状況と、令和5年度の状況について。

③不登校の未然防止の取組や児童・生徒が不登校になったときの対応について、どのようにされているか。

④不登校の子どもたちの自宅での過ごし方に対するサポート体制はどのようになっていますか。

以上、不登校に関して質問です。

2点目、農業従事者に対する支援について質問します。

気候危機の影響で、今年の夏も高温少雨が続き、農作物の生産が深刻な打撃を受けています。農林水産省の発表によりますと、今年9月末時点での近畿地方の一等米の比率は51.2%で、去年同時期から6.2ポイント低下、

京都府の一等米の比率は62.7%で、去年より6.5ポイント低下しています。特に米農家は、猛暑による高温障害と収量の低下、さらに物価高による肥料や燃料の高騰が加わり、三重苦となっています。

この間お会いした農家の方からは、「今年はよい米が取れなかった。一等米は減っている」、「去年と比べて収穫量も減っている」「肥料が値上がりして大変」などの声を伺いました。

先祖から受け継いだ農地や地域の田んぼを守ろうと農業を続けている農家の意欲をそぎ、このままでは離農する人が増えるのではないかと心配しています。一等米の比率低下や収量低下は、記録的猛暑など例年にない異常気象によるもので、自然災害に当たると言っても過言ではありません。

以下、質問いたします。

①井手町内の、今年の米の収穫状況（等級・収穫量等）はどのようになっていますか。

②緊急対策として国の制度や町独自の支援を通じて、減収に対する支援が必要であると考えますが、どうでしょうか。

3点目、町職員の駐車場の改善について質問します。

新しい役場の開庁に伴い、職員駐車場が橋本橋の近くにつくられ、利用されております。しかし、利用する方の立場からすれば、幾つかの改善が必要であると思います。

以下、質問します。

①照明設備がないために、日没になると大変暗いです。上井手公民館から駐車場に通じる道路、町道22号だと思いましたが、ここにも街灯もありません。職員の安全及び防犯面から見ても危険であり、早急に改善する必要があると考えますが、どうですか。

②駐車場の西側、ここは1段高くなっており、バックで駐車する場合に転落のおそれがあります。車止めを設置するなど、安全対策を取る必要があると考えますが、どうですか。

③車を駐車する場所の枠を明示する必要があると考えますが、どうですか。

以上、質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 中田教育長。

教育長（中田邦和） 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の小・中学校における不登校の状況とその支援についてであります  
が、一つ目の不登校の状況をどのように捉えているかにつきましては、全国的に、  
また京都においても、不登校児童・生徒数は年々増加していますが、  
本町においては、年度によって人数が増減している状況であります。

不登校の対応におきましては、人数の増減に関わらず、その原因が一人一人異なることから、  
児童・生徒の状況を一人一人正しく把握し、児童・生徒そして保護者に寄り添いながら、  
つながりを絶やすことなく、信頼関係を築くことが大切であると考えております。

本町におきましては、不登校の未然防止の取組を行うとともに、不登校の  
対応につきましては、保護者と連携しながら、児童・生徒の学習保障を行い、  
希望進路の実現に取り組んでいるところであります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 二つ目の井手町における令和4年度、令和5年度  
の小・中学校別の不登校の状況につきましては、令和4年度は小学校6名、  
中学校8名、令和5年度は現在のところ、小学校4名、中学校3名であります。  
欠席の状況は個々に違いはありますが、全く本人と会えていない、保護  
者と連携が取れていないケースはありません。

三つ目の不登校の未然防止の取組につきましては、学級活動や学校行事、  
そして分かる授業を工夫するなど、全ての児童・生徒が学校に来ることを  
楽しいと感じ、学校を休みたくないと思わせるような、日々の学校生活の充実  
に取り組んでおります。

また、「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」を実施し、学校生  
活における児童・生徒の意欲や満足感、そして、学級集団の状況を把握する  
取組も行っております。

さらに、児童・生徒の小さな変化を見取る「気づきシート」の取組を通し  
て、全教職員で早期発見に努めるとともに、校内の定期的な会議や町内の校  
長会議で不登校についての効果的な支援について協議を行うなど未然防止、  
早期対応に組織的に取り組んでおります。

児童・生徒が不登校になったときの対応につきましては、担任を中心に全  
教職員により家庭訪問や別室での指導、また、児童・生徒とつながるために

タブレットを活用するなど、本人・保護者に寄り添い、つながりを大切にしながら取り組んでおります。

また、未然防止や早期対応には、スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」、心の居場所サポーターと連携し、本人や保護者に相談活動を行ったり、専門的なアドバイスを受けながら、個に応じた対応も進めているところであります。

四つ目の不登校の子どもたちの自宅での過ごし方に対するサポートにつきましては、本人の状況に合わせながら、タブレットを活用したメールのやり取りやオンラインでの学習、家庭訪問など個別の学習対応に取り組んでおります。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の、農業従事者に対する支援についてであります。一つ目の井手町内の今年の米の収穫状況（等級・収穫量等）はどうかにつきましては、まず、近畿農政局が11月10日に公表した10月25日現在の令和5年産水稻の予想収穫量によりますと、京都府の10アール当たりの予想収量は502キログラムで、前年産に比べ12キログラム減少であります。京都府の南部地域においては、10アール当たりの収穫量が516キログラムと、前年産に比べ8キログラム増加となっております。

本町の現在の収穫状況につきましては、参考となりますJA京都やましろ井手町支店に確認いたしますと、昨年度の1袋30キログラムの米の出荷数が2,000袋を超えていたものが、本年11月20日現在では約1,700袋の出荷数となっているとのことであります。山城多賀駅前商業施設の建設による転用面積分の減少を考慮しますと、確定数値ではないため断定できませんが、面積当たりの収量については大きな減少としないと考えております。

等級の状況につきましては、猛暑や降雨量の減少の影響で、一等米の出荷実績は昨年と比べ減少していると聞いております。

二つ目の緊急対策として国の制度や町独自の支援を通じて、減収に対する支援が必要であることにつきましては、肥料高騰に係る支援につきまして、昨年度に引き続き、本年5月までに購入された肥料に対し、費用の一部を購入先を通じ、支援することとなっております。

また、地域の農業者の意見を取りまとめた要望書が先月10日にJAから提出され、肥料価格高騰に対する支援の要望もお聞きしておりまして、今回、国の交付金を活用し、価格高騰している国内資源活用肥料及び化学肥料低減の肥料に対する国の助成制度に加え、本町の独自支援策として上乘せ助成をすることとし、その必要な費用について、今定例議会に提案しているものがあります。

今後も農業従事者のご意見を伺いながら、農業振興を推進してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 3点目の町職員の駐車場の改善についてであります。一つ目の職員駐車場における職員の安全及び防犯面の改善につきましては、まず、当該駐車場は、平日は車両で通勤する職員の希望により駐車場として利用し、土曜日、日曜日、祝日等の役場閉庁時には、町や各種団体が主催するイベントなどに活用していただいている状況であります。ご承知のように、上井手公民館付近から当該駐車場までの間には電柱がない状況であり、防犯灯を設置したくとも電源がない状況であることから、専門業者や電力会社にも相談をしながら、現状での防犯灯の設置方法について検討してまいりました。

その結果、電柱を新たに立てて電線を引くためには相当な時間を要することから、ソーラー式の防犯灯を駐車場及び町道に設置することとし、既にその工事を発注しており、来年1月末までに完成する予定であります。

二つ目の駐車場西側への車止め等の設置について及び三つ目の駐車枠の明示につきましては、現在、当該駐車場の西側にコーンとコーンバーを設置し、注意を促しております。また、駐車枠につきましては、先ほども述べましたとおり、役場閉庁時には様々なイベントなどにも活用していただけるよう、設計当初から車止めや駐車枠については考えておりません。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 再質問いたします。

まず、1点目の不登校の問題です。



令和4年度と令和5年度の状況について、小・中の不登校児童の人数を報告いただきました。不登校としてカウントする場合、年間30日というカウントでありますので、令和4年度はそれですが、この令和5年度の現在、小学校4人の児童、それから中学校3人というのは、今年のカウントにはまだ入らないわけですし、そのカウントは1学期の10日といういわゆる指標でカウントしておられるのかどうか、それを確認したいというふうに思います。

それから、子どもが不登校になった場合、もう家にずっといて、ずっと家から出られない、学校に行けないという状況の場合もございますし、学校に行けるけども教室に入れない、そういう例もございます。それから、学校には行けないけども、例えば別の施設だったら、学習する場所に行けるという例があると思うんですが、井手町の場合、京都府内で六つの施設、NPO等が認定スクールというのを公認しているんですけども、そこに通っていた子どもたちのような例はあるのかどうか、それを伺いたいと思います。

それから、いろんな対策が講じられてて、スクールカウンセラーなど、あと「まなび・生活アドバイザー」、それから心の居場所サポーター等、そういういろんな先生たちが関わっていただいているんですが、その先生たちとのケース会議というのを多分開かれているというふうに思います。

京都府の、平成30年度に向けて、「社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画」というのが出されております。5年前です。この中で、課題として、そういうケース会議を持つのがなかなか難しいという、そういうことが課題になっているとその中で述べられております。多分、不登校の子どもがいた場合、担任の先生、それからスクールサポーターやSSWの人など、こういう人たちとケース会議を多分持たれると思うんですが、それを設置する時間がなかなか難しいと思うんです。担任の先生がフリーになるのは放課後になります。この方たちは、府の職員の方も、府で来られている方もおられますので、そういうあたりのことはちゃんと機能しているのかどうか、先ほどいろんな事例、おっしゃっていただきました、そのことを聞きたいと思います。

教育委員会が8月に出された、私たちも頂いたんですが、教育に関する事務の点検及び評価基準報告書では、その辺りはできているというような評価をされているんですが、府全体においてはそこが課題となっているので、そのあたり、現実的にどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、「Q-U」のアンケートを活用されているということですが、実

際どういうふうな効果があったなど、そういう例があれば教えていただきたいと思います。

それから、不登校の子どもたちの過ごし方のサポートについてですが、府内には、先ほど言いましたように、学校には行けないけど違う施設だったら行けるということで、教育支援センターを、各自治体が開設しているんです。令和2年度でいいますと、18の市内の市町が開設しています。そこには、学校に籍がある状態を通うわけです。今、井手町にはそれはないわけです。京田辺市にはございます。多分C I Kビルという商工会館の3階に移転したと思いますが、そういう施設があるんですが、井手町の場合、学校に行けない、だけど学ぶ意欲があって家からは出られるという子どもたち、そういう子どもたちは、私は、そこはちょっと穴が開いているように思うんです。そのところをどう考えておられるかということをお聞かせください。

それが不登校に関しての質問です。

2点目、農業従事者の支援については、先ほど答弁いただきました。私もJAの方にいろいろお聞きしましたが、米の等級についてですが、一等米というのはかなり減っているということでした。

JAやましる全体の11月20日の集計の表を見せていただいたんですが、いろんな種類の米がありますが、全体として一等米は27.2%、二等米が66.7%というふうにおっしゃっていました。去年は、一等米は67.5%で二等米は30%だったんです。大きく逆転していると思いますから、かなり一等米が少なくなっているんだと思います。一等米が少なくなるということは、米の買取り価格でいいますと、例えばJAの買取り価格ですが、等級が一つ下がると500円下がるんです。どのお米の表も見ましたけども、500円下がります。ですから、今まで一等米を取れてた方が二等米にその米がなってしまいますと、500円買取り価格が下がります。

そして、先ほど言いましたように、町からの補助がありますね。品質のいい米を作ると500円上乘せする、1本当たり30キロ。それが500円あるので、そうすると、上下でいうと1,000円の収入減になるわけです。一等米だったら二等米になってしまうと。そういう意味では、今年、一等米が非常に少ないということは、かなり農家の方たちにとっては、特に大手、大口にとっては大きな影響が出ていると思いますので、そのことを指摘しておきたいと思います。

肥料については、高騰分の70%を国が出すと。そのうちの残り30%の2分の1を町が負担するというふうに、去年そういう答弁だったと思います。多分今年もそのように理解してよろしいのでしょうか。質問します。

3点目の駐車場の問題です。私も実際に職員の方が駐車場を利用されている、特に暗い時間帯、調査をしたんです。職員の方の意見もお聞かせいただきました。11月9日に行きました。5時15分、退勤時間から6時半頃までだったというふうに思います。この日は日没が17時です。ですから、かなり暗くなっています、5時半を過ぎると、懐中電灯を持って職員の方が帰ってこられるんです。本当に街灯もありませんので、光がなかったら、顔が分からないくらい暗いです。しかも、あそこは谷間になっておりますから、ほかからの光は全然入らない場所でありますから、職員の方が駐車場に行かれるということは、かなり私は厳しいと思いました。怖いと思います。

どうされているか、現状です。1人で帰宅されている男性の方がおられたんですが、女性は1人では来られない、大体複数です。複数で、勤務時間が終わって、待ち合わせをして一緒に来ているという方がおられました。それから、帰宅する方の車に乗せてもらって、そこで降ろしてもらって駐車場に行かれるという方もおられました。あと、お話を直接した方では、先ほど答弁ありましたように、電線がここまで来ていないと、電柱がなくて。だから照明は無理だと言われているというふうにおっしゃっていたんですけども、本当に安全、車を運転している人から見れば、あそこを歩いておられる方は非常に見にくいです。そういう意味で、先ほど答弁ありましたが、早急に改善をしていただきたいというふうに思います。

併せてお願いしたいと思いますが、あと、駐車場の関係でいいますと、枠の問題など、それから車止めの問題を書いていました。確かにコーンを置いて、バーを置いてとされていますが、誤発進などあると思うんです。その場合は役に立たないと思いますので、改めてそこを改善したいということも、要望も含めて申し上げます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 中田教育長。

教育長（中田邦和） ただいまの質問ですけども、5点あったかというふうに思うんですけども、1点目の、今現在の不登校の小学校4人、中学校3人

という件につきましては、毎月府にいたします報告に基づいて、不登校ということで報告している数であります。それが1点目であります。

2点目の学校以外のそういう施設といいますか、ところへ行っている児童・生徒がいるかという質問ですけれども、過去にもありましたし、現在も行っている生徒がいるということです。

3点目のケース会議についてであります。これは本町については、特に中学校におきましては、毎月時間を設定しながら、スクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」をその場に入れてケース会議を行いますし、また必要な場合につきましては、各小学校においても定期的、また適時実施しているということで、このケース会議は、本町においては適切に実施されているというふうに認識をしている状況であります。

4点目の「Q-U」についてであります。この「Q-U」は学校生活における児童・生徒の個々の意欲や満足度及び学級集団の状況を、アンケートを取りまして、それで分析をしながらやるものでありまして、昨年度から本町、いじめや不登校の状況を客観的に知ろうということで、予防を前提に取り組んでいるところでありまして、分析を基に、個々と学級集団の状況を把握したり、一人一人に対して、集団の中で個人がどういう位置にいるのかを知ったり、いじめや不登校への早期対応に生かしたり、学級集団について、また全体に対して適切な働きかけができるよう、よりよい学級集団、学校づくりをつくるということでやっています。現在は昨年度から先進的にやられておられました指導者の方に来ていただきながら、これが効果が上がるように研修も含めて進んでいるところでありまして、これからいろんな意味で効果が具体的に出てくるのかなというふうに思いますし、今現在も特に重篤な状況の児童・生徒はいないというふうに確認していますので、徐々にといいますか、予防の意味で、また教職員の意識づけも含めましてこれを続けていきたいというふうに今、考えているところであります。

それから、5点目の、教育支援センターの件でありますけれども、この件については、以前は、学校に行けないけれどどこかへ行きたい、行けるんじゃないのかということで、私もいろいろ考えて、居場所づくりという言葉がありますけれども、行き場所づくりだろうということで、前例といたしましては、家から学校には行けないですけれども、前の教育委員会がありました自然休養村管理センターの方へ出向いて学習して、そこから順次学校へ行けるように

なったという例もありますし、また、今現在も、別室という形で登校できている生徒もいますし、本町において別の意味で、教育支援センターをつくらなくても、効果的にできているんじゃないのかなというふうに認識しているところでは。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ご質問にお答えいたします。

先ほどの国の補助7割、残りの3割の2分の1の補助でよいかということですが、こちらにつきましては、当初予算の方で、本年5月まで購入に係る費用につきまして助成する制度を残しておきまして、加えて、今回、価格高騰の影響が大きい化学肥料の低減につながる国内資源活用の肥料、また、化学肥料低減の肥料に対しまして、国の補助、この部分の2分の1なんですけれども、を加えて補助すると、助成する制度を新たに今定例議会に提案させていただいているということでございます。

2番(谷田健治) それで幾らですか。

産業環境課長(菱本嘉昭) 国内資源活用肥料につきましては、国の方が、1袋20キログラムあるんですけども、その費用に対しまして200円の補助があると。1本あたり200円があるということなので、その2分の1、100円を町の単独で助成する。また、化学肥料低減の肥料につきましては、国の方が20キロの1本あたり100円の補助があるということですので、町は2分の1の50円を補助することによりまして、農業者の支援に当たるということ今定例議会に提案させていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 駐車場の問題ですが、あそこの駐車場を造られるときの議事録を見ますと、60台駐車というふうに検討しているとありましたが、それでいいのかどうか、1点。

それと、職員の方で、今言っている照明のない駐車場を利用されている方と、それから庁舎の横にある駐車場、そこを駐車されている方、全員があそ

こじゃないというふうに思っていますが、その区分はどういう基準でされているのかお伺いしたいと思います。

それと、あそこの駐車場は、実際に、町長など、使っておられない方が使われたことがあるのか。実態を私は知ってもらいたいという意味から、ぜひ夜の状況がどうかということを実際目で見ていただけたらというふうに思いますので、以上です。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 先ほどのご質問の件です。

まず、駐車台数につきましては、前回の議会で60台程度と言っていますが、詳しくは57台でございます。止め方につきましても、使うときに各職員に掲示板でこういう止め方をしてくださいということを明示をしております、それに従って皆、職員は駐車をしているところでございます。それで今現在、先ほども言いましたけれども、車で通うということでこの駐車場を利用するという希望がありまして、登録希望を届け出いただいて使っているということで、その人数が54名でございます。庁舎のところにつきましては、やはり緊急で何か積まないといけないなど、どうしても私用車借上げで行かないといけないなどという職員については、そちらの方に止めるというところでございます。

それと、現状ということで、確かに暗いのは分かっております。前回の議会でも申し上げましたけれども、私どもとしては、この駐車場、地権者にも協力いただいて、いわゆる農振農用地でない、一番近いところの駐車場にできる農地を確保したというところで、職員も理解いただいておりますし、実際、通路など、駐車場については今回、業者にもできるだけ早く設置いただくように話しておりますけれども、そのような状況であるということでございます。

議長(奥田俊夫) 小割直彦議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 小割直彦議員。

4番(小割直彦) 4番、小割直彦です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に基づき一般質問させていただきます。

質問事項としまして、1、高齢者の運転免許証自主返納について、2、二

酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減についてでございます。

一つ目の高齢者の運転免許証自主返納についてです。近年、高齢者が関わる交通事故者数が増加するなど、高齢者の交通安全対策が重要な課題となっています。90歳の高齢運転者が若い母子を死亡させ、その家族の一生を台なしにしてしまったという痛ましい事故は、私たちの記憶に新しいところです。

今後このようなことが二度と起こらないように、「運転に自信がなくなった」、「運転に不安を感じるようになった」という方には、社会全体で免許証を返納しやすい環境づくりを促進し、交通事故防止を目指す必要があると思います。

しかしながら、免許証を返納しない理由においては、「車がないと不便だから」という回答が70%を占めていることから、免許証を返納することは、毎日の生活環境が大きく変わってしまうため、高齢者にとっては大変勇気の要る決断ではないかと思えます。そのような中、本町における送迎車「IDECA」の運行開始は、免許証を返納される高齢者にとっての受皿としても大変期待がされているところです。

一方、京都府では、既に「高齢者運転免許証自主返納支援事業」として、高齢者運転免許証自主返納後の支援を行っておられ、また、府内の21の市町村でも、自主返納された方に対して、「ICOCA」やバスの乗車券の交付など、代替となるような支援事業を実施されているとお聞きします。

そこで次のことについてお尋ねします。

① 高齢者の免許証返納者への支援について、町としてどのように考え、今後どのように取り組んでいくのか。

② 例えば高齢者講習などへの援助・支援は何かできないのか。

③ 高齢者免許証者に対する代替策として、シニアカーや電動三輪自転車等の購入代金の一部を支援できないのか。

2点目としまして、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減についてです。地球温暖化加速の原因となる二酸化炭素。現在、国や企業などはもちろんのこと、個人レベルでも二酸化炭素削減に向けた取組が求められています。

私たちは、身近な環境問題に取り組みながらも、町として人口減少を食い止めるために、国道24号城陽井手木津川バイパスへのアクセス道路の整備や新たな住宅開発などの課題に取り組む一方、町の将来像にもある「豊かな

自然」を守り続け、「利便性・快適性とが共存する新しいまち」を目指していく必要があると思います。

そこで次のことについてお尋ねします。

①二酸化炭素を削減のために現在本庁で行っている対策は。

②今後住民への啓発・アプローチの方法は。

③今後の道路整備や住宅開発における二酸化炭素削減のための取組は。

以上、質問させていただきます。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 坂井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（坂井幸一郎） 小割議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者の運転免許証自主返納についてであります。一つ目の免許証返納者への支援について、本町としてどのように考えているのかにつきましては、本町といたしましては、車による移動手段が必要で、運転に不安のない高齢者の方は、より安全・安心に運転していただける環境を整備し、逆に運転面に不安がある方については、様々な相談や気づきの場を活用していただき、適切な対応につながるよう、きめ細やかな支援を進めることが重要であると考えております。

そのような観点から、本町では、令和元年度に府内で初めて70歳以上の方を対象にした自動車急発進防止装置取り付け費補助制度を独自に創設するなど、他の自治体に先駆け安全運転につながる取組を進めているところでありますが、国におきましても、令和4年5月から、運転免許証の自主返納だけでなく、安全運転支援装置を備えたサポートカーに限って運転を継続できる「限定免許」という選択肢も設けられるなど、安全面に配慮した新たな動きも見られるところであります。

また、自主返納に係る相談対応としては、現在、認知症の早期発見に結びつけるために令和4年度に導入した認知症プログラムのスクリーニングの実施を通して、運転することが危惧されたり、不安な状態と思われる方については、別途返納等に関する相談対応を行うなど、きめ細やかな相談支援に努めているところであります。

なお、返納された方については、社会福祉協議会において、現在取り組まれている「IDECA」を積極的に活用いただければと考えております。



二つ目の高齢者講習などへの援助・支援と、三つ目の代替策としてシニアカーや電動三輪車の購入代金の一部支援につきましては、高齢者講習は70歳以上の方に対して受講を必須としているものであり、自主返納を促進する施策としては考えにくく、またシニアカーや電動三輪車等は、免許証の保有経歴に関係なく、購入・使用されるものであり、支援については、自主返納の促進だけでなく、幅広い移動支援であり、現時点では支援の実施は考えておりません。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 2点目の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の削減についてありますが、一つ目の二酸化炭素削減のために現在本町で行っている対策につきましては、住宅におけるエネルギー自立化を図ることを目的とした太陽光発電設備と蓄電池を同時設置した世帯への費用の一部助成や森林環境の保全、再生可能エネルギーの普及促進を図ることを目的とした薪ストーブ等設置費補助などの支援策を行うとともに、庁舎や小・中学校等公共施設における太陽光発電設備の設置やLED照明の導入、街灯のLED化、公用車にハイブリッド車の導入等に取り組み、削減対策を推進しているところであります。

また、京都府が推進されている太陽光発電システムの共同購入を行う「みんなのおうちに太陽光」事業や初期費用ゼロ円で太陽光発電システムを導入する事業者とマッチングさせるプラットフォーム等について広報周知を行うなど、連携して取り組んでいるところであります。さらには、ワタキューセイモア株式会社等、3社の企業とのモデルフォレスト協定に基づき取り組んでいる間伐等森林整備を進めるとともに、森林環境譲与税を活用した民有林の整備等を行うなど、CO<sub>2</sub>吸収源対策にも取り組んでおります。

二つ目の今後の住民への啓発・アプローチの方法につきましては、先日行われた文化祭でのチラシ等による啓発など、各種イベントでの周知啓発を継続するとともに、広報やホームページ等による啓発についてもさらに推進してまいりたいと考えております。

三つ目の今後の道路整備や住宅開発における二酸化炭素削減のための取組につきましては、沿道の道路照明のLED化の整備検討やバイパスやアクセス道路を整備することにより、渋滞緩和などにつながり、効率のよい自動車

利用が行われることで環境負荷の少ない道路利用につなげることや、道路橋や舗装など長寿命化を行うことで大規模な更新を減らし、整備に係るCO<sub>2</sub>を削減するなど様々な取組を進めるとともに、省エネ型の建設機械や工事車両の利用、工事期間の短縮による渋滞の緩和など、コストだけでなく環境負荷の軽減も含めた道路工事の推進について、国や京都府における取組も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

また、住宅開発の際についても、太陽光発電システム等の設置助成などによる再生可能エネルギーの導入促進を図るため、支援制度の周知を行うなど、脱炭素化に資するまちづくりに向け、今後取り組んでまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小割直彦議員。

4番（小割直彦） 質問ではございませんが、誕生日が来て今日から高齢者だというような方はなかなかいらっしゃいませんし、これは健康状態で免許を継続するかしないかというような個人的な問題にもなると思うんですけども、町としても援助・支援などの協力をしていただきたいと思っております。

そして、二酸化炭素の削減については、大きな問題ですけども、井手町が中心となれるような啓発活動をしていただいて、それを売りにするというようなことで、住民と一丸となって、今後、二酸化炭素減ったという数値はなかなか難しいですけども、見える化というような形で、今後、削減に向けて協力していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 7番、脇本尚憲です。通告に基づき、私の方から大きく2点質問させていただきます。

大きく1番、特殊詐欺対策の自動通話録音機の導入。

今から約20年前に発生した、電話を使って息子や孫を装い、現金を振り込ませるオレオレ詐欺から始まり、還付金詐欺、キャッシュカード詐欺窃盗、預貯金詐欺など、近年社会問題になっている電話を使用した特殊詐欺は、手

を替え品を替え、毎日のようにその被害が発生しています。

特殊詐欺の被害者のうち8割以上が65歳以上の高齢者で、その犯行手口としては、最初に自宅の固定電話に電話をかけることから始まるものがほとんどで、中でも特に、独り暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が狙われやすい傾向にあるとお聞きします。

本町でも、特殊詐欺と思われる不審な電話が発生しており、町ホームページには注意喚起のお知らせが掲載され、医療費や保険料の還付をATMやキャッシュカードを使ってお願いすることはないと明記されています。

また、綴喜防犯協会などでは、防犯機能付電話機を購入される方を対象に、購入費用の一部を補助する事業をされているようで、防犯機能付電話機は着信音が鳴る前に、電話をかけてきた相手に詐欺を抑止するような警告メッセージを流し、その通話内容が自動的に録音されることから、特殊詐欺に有効とされています。

しかし、防犯機能がついた電話機を新たに購入しなければならず、電話機の購入費用が1万円から2万円台と高額となるため、2,000円程度の補助金の申請をちゅうちょされているケースもあるそうです。また、最近では新たな自動通話録音機が開発され、現在使用している固定電話と電話回線の間に接続することで通話内容を録音できるものもあり、希望者に無料で貸与する自治体も増えてきていると聞きます。

そこで質問します。

- ①本町における特殊詐欺の被害件数及び被害額の状況は。
- ②田辺署管内の特殊詐欺による被害の傾向や最近の手口の状況は。
- ③本町での自動通話録音機購入費用の補助について、導入の考えは。  
大きく2番、ツキノワグマ被害と対策。

今年は、全国各地で人が熊に襲われる被害が相次ぎ、連日のようにテレビや新聞等で報道されています。報道されている内容を見ますと、熊に襲われてけがをするなどの被害に遭った方は、10月末現在、18の道府県で180人に上っています。

これは、国が統計を取り始めて以降、最多だった3年前の158人の被害を既に大きく上回っており、過去最悪の人的被害となっています。

道府県別に見ると、秋田県、岩手県、福島県、青森県での被害報告があり、その多くは東北地方に集中しています。

西日本では、三重県、京都府、島根県でも人的被害が確認されており、府のホームページから令和5年度の熊の出没情報を公開しているサイトを確認しますと、11月10日現在、府全体で660件、本町での出没情報はなく、府南部地域では2件となっています。このデータからは、府北部と中部に集中している印象を受けますが、他道府県でも、今まで出没していない地域での出没情報や農作物、人的被害の報道を見聞きしますと、対岸の火事といった状況ではなく、本町でも早急な対策が求められると思います。

そこで質問します。

①本町での、今までのツキノワグマによる被害状況は。

②熊の被害に遭わないために、個人でできる対策や心構えは。

③町として現在行っている熊被害対策や今後新たに熊被害に対する取組の考えは。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の特殊詐欺対策の自動通話録音機の導入についてであります。一つ目の本町における特殊詐欺の被害件数及び被害総額の状況につきましては、田辺警察署に伺いますと、本年1月から10月末日までの被害件数は1件、被害総額は約90万円とのことであります。

二つ目の田辺署管内の特殊詐欺による被害の傾向や最近の手口の状況につきましては、還付金詐欺、オレオレ詐欺、キャッシュカードの搾取、融資名義詐欺、パソコンサポート詐欺などが手口で、高齢者の方の被害が多いとのことであります。

三つ目の本町での自動通話録音機購入補助の導入の考えにつきましては、田辺警察署からは、詐欺被害対策機能がついた電話機は非常に効果的であると伺っておりますが、議員ご指摘のとおり、新たに高額の固定電話を購入することとなることから、補助を行っても購入に至るケースが少ないのではと考えております。

また、議員提案の自動通話録音機については、田辺署管内では、現在のところ購入できる店舗は把握していないとのご意見を伺っておりますので、他の市町における取組状況を踏まえ、田辺警察署と引き続き協議しながら検討

してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の、ツキノワグマ被害と対策についてありますが、一つ目の本町での今までのツキノワグマによる被害状況につきましては、現在まで熊による人的被害や農作物被害については確認されておりません。

二つ目の熊の被害に遭わないために、個人でできる対策や心構えにつきましては、本年度の東北地方を中心とした人身被害の増加を受け、国より熊による人身被害の防止に向けた三つの注意として、熊の生息域へむやみに入らない、熊と出会った際には落ち着いて距離を取る、熊を人里に引きつけないことが呼びかけられたところであります。

具体的には、山菜採り等で山に入られる際は、鈴など音の出るものをつけるなど注意すること。熊は学習能力が高く、一度生ごみなどの味を覚えると、頻繁にごみ捨場などに現れる可能性が高くなるため、残飯等の生ごみなどを適正に管理すること。不要な柿などの誘引物の除去等を行い、熊を人間の居住地周辺へ誘引しないこと。また、遭遇したときには、慌てず、騒がず、急に逃げたりせず、興奮させないように、背を向けず、ゆっくりとその場を離れるなどの対策が示されております。

三つ目の町として現在行っている熊被害対策や、今後新たに熊被害に対する取組の考えにつきましては、昨年9月に山城広域振興局にて開催されたツキノワグマ対応の会議に参加し、京都府や近隣自治体との連携を図るため、情報収集に努めてきたところであります。

基本的には、近隣で令和3年の出没確認のあった和東町湯船地域からは一定距離もあることから出没の可能性は低いと考えますが、今後はホームページにて、国が作成した出没対応マニュアルやガイドラインの掲載、京都府の出没情報へのリンクを行うとともに、近隣自治体での出没情報については別途掲載するなど、周知啓発を行ってまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 再質問ではなく要望としてお伝えしたいと思います。

特殊詐欺対策につきましては、以前も質問させていただいた内容なのですが、この自動通話録音機の購入費用というのは2,000円から4,000円程度でした。工具や工事なども特に必要ない、接続するだけということですから、購入することに対するハードルが低く、電話を使用した特殊詐欺対策には有効と考えます。

また、特殊詐欺グループというのは、特定の地域を限定して同時刻に徹底してその場所に特殊詐欺電話をかけることで効率的に詐欺行為を行うという傾向があることから、本町としてもこういったものを導入しまして、そういう機械を多く導入してもらうことで、本町は防犯意識の高いエリアとして確立して財産を守ることができ、今回も90万円という財産が奪われたという事例もあったと聞いておりますので、そういったことでしたらいいかと考えております。

また、熊の被害対策につきましては、最新で11月末で121人の被害、死者が6名という形で全国的には出ております。今までのサル、鹿、イノシシなどの鳥獣被害対策よりも人的被害の確率がかなり高く、熊は本来警戒心の強い性格であったが、最近では市街地近くの森林で育った都市型の熊、アーバンベアという名前がついているそうですが、人を恐れなくなっていると分析している専門家もいます。東側に自然環境豊かな森林環境を持つ本町としましても、国や府、他の自治体とも連携し、熊被害を発生させない対策を要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 岡田久雄議員。

9番（岡田久雄） 9番、岡田久雄でございます。事前に通告しておりました次の2点につきまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、中学校における献血教育及び住民への献血啓発等について質問いたします。

献血とは、病気やけがの治療や手術などで輸血や血漿分画製剤を必要とする患者のために、健康な人が自ら進んで血液を提供するボランティアであります。

がん、白血病、感染症、血友病、手術、出産などで血液を必要とする方がたくさんおられる一方で、血液は人工的に作れず、長期保存ができません。

献血のできる年齢は16歳から69歳までですが、近年の少子高齢化の影響から若年層の献血は年々減少しており、この20年間で10代から20代の献血者数は約143万人、率にして61%も減少しています。

そのような中、厚生労働省が献血経験者を対象に実施した調査では、多くの人が「高校での献血がその後の献血への動機づけに有効」と考えていることが分かっています。そのため、厚生労働省では、献血の理解や普及啓発のために、ホームページからダウンロードも可能な高校生用のテキスト「けんけつ H O P S T E P J U M P」を作成し、全国の高等学校や教育委員会に配布を行っています。

そこで次のことについて質問します。

① 献血に対する本町の考えをお聞きします。

② 献血は命をつなぐボランティアです。高校では献血セミナー等が行われ、学ぶ機会があります。中学生は献血可能年齢ではありませんが、次世代の献血者を育て、16歳になったときに積極的に献血してもらえるよう、中学校でも献血の意義や必要性、有効性を学ぶことが大変重要だと思います。そのためには、「献血ポスター」を掲示するなどの普及啓発も必要だと思いますが、本町では中学生に向けた献血の普及啓発にどのように取り組まれているのか、また、今後どのように展開させようと考えておられるのか。

③ 本町における住民に対する献血の普及啓発方法と、献血の実施状況についてお聞きします。

次に、新庁舎・新山吹ふれあいセンター・自然休養村管理センターにおける「思いやり駐車場」の整備について質問します。

今まで本町の公共施設等では、身体の不自由な方、内部障がいのある方や妊婦、その他介助を必要とする方のために優先的に駐車できるスペースとして「おもいやり駐車場」が整備されてきています。しかし現在、新庁舎には、一般的な障がい者用の駐車場は整備されていますが、「おもいやり駐車場」がありません。

そこで次のことについて質問します。

① 今後、新庁舎に「おもいやり駐車場」を整備する予定はあるのか。

② 新山吹ふれあいセンターには、コーンに巻きつける形で「思いやり駐車場」が整備されていますが、大変見えにくいのが現状です。今後分かりやすく整備されるのかお聞きします。

③自然休養村管理センターは、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に伴い、駐車場がない状態です。今後どこに代わりとなる駐車場を整備されるのか。また、その駐車場に「思いやり駐車場」を整備されるかをお聞きいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の中学校における献血教育及び住民への献血啓発等についてですが、一つ目の献血に対する本町の考え方につきましては、献血は病気の治療や血液を必要としている患者の貴い命を救う上で大変重要な取組であると考えており、本町におきましては、町内の医療機関や関係団体などの代表者で構成する井手町献血推進協議会を設置し、関係団体と協力し、採血事業者である日本赤十字社が年2回実施する献血への協力、住民の方への普及啓発に努めているところであります。

三つ目の本町における住民に対する献血の普及啓発方法と、献血の実施状況につきましては、普及啓発は「広報いで」において、7月の「愛の血液助け合い運動」、1月の「はたちの献血キャンペーン」の啓発記事と、日本赤十字社が8月と1月に保健センターにおいて実施する献血の日程を掲載し案内するとともに、献血当日は、町職員も積極的に参加できるよう役場の庁内放送でも参加を呼びかけております。

また、過去に献血いただいた方に対しては、日本赤十字社から個別に案内を郵送されるなど、複数回献血の推進も図られているところであります。

献血の実施状況は、年2回の合計で令和3年度は延べ33人、令和4年度は延べ52人、令和5年度は8月に20の方が献血にご協力いただいております。なお、今年度は今後、令和6年1月に新庁舎敷地内において実施する予定であります。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 二つ目の中学生に向けた献血の普及啓発の取組につきましては、厚生労働省が作成された「中学生を対象とした献血への理



解を促すポスター」を掲示したり、保健体育の授業にて傷病や止血法を学ぶ際に、輸血や献血の必要性についても生徒へ周知をしております。

今後も、機会あるごとに献血の意義や重要性について理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 2点目の新庁舎・新山吹ふれあいセンター・自然休養村管理センター等における「思いやり駐車場」の整備についてであります、一つ目の、今後新庁舎に「思いやり駐車場」を整備する予定はあるのかにつきましては、まず、「おもいやり駐車場」とは京都府の取組でありまして、障がいのある方や高齢者、難病の方や妊産婦、けがをされた方など歩行が困難な方の外出を支援するため、これら対象者への利用証の交付をはじめ、公共施設や商業施設など、様々な施設において、身障者用駐車場等を「おもいやり駐車場」として設定するなどして、当該制度に協力している状況であります。

なお、当該制度の駐車場には2種類あり、幅の広い車椅子マークを記した身障用駐車場に設定した場合を「おもいやり駐車場」としており、通常の幅の駐車場に設定した場合は、「おもいやり駐車場プラスワン」というようになっております。

旧庁舎においては、駐車場が少なかったこともあり、1台分の身障用駐車場をおもいやり駐車場として設定しておりましたが、新庁舎では2台分の身障用をはじめ、100台以上の駐車スペースを確保していることから、「おもいやり駐車場」はもとより、「おもいやり駐車場プラスワン」も設置できれはとと考えております。

なお、当該駐車場の設定につきましては、京都府への申請を要することから、具体的な設定場所や「おもいやり駐車場」の表示について、利用者の視点から利用しやすく、分かりやすい位置や方法について検討してまいりたいと考えております。

二つ目の新山吹ふれあいセンターの思いやり駐車場を今後分かりやすく整備するのにかつきましては、現在、京都府への思いやり駐車場の登録を行った際に支給されましたコーンに巻きつけるタイプのものを利用しており、今後、庁舎の駐車場と併せまして、こういったものが利用される方にとって分

かりやすいかを検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) 三つ目の自然休養村管理センターに係る駐車場及び「おもいやり駐車場」につきましては、自然休養村管理センターの駐車場については、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備後に、旧山吹ふれあいセンターの残地を利用して確保することとしております。それまでの利用につきましては、基本的に町道3号線沿いの駐車場を利用させていただくほか、イベント時には協議の上、向かい側の府立山城勤労者福祉会館の協力も得ながら確保してまいりたいと考えております。

整備後の駐車場での「おもいやり駐車場」につきましては、必要な面積等把握し、検討することとなりますが、現在は自然休養村管理センターホール南側に、昨年度末、バリアフリー対応と併せ、一定区画を舗装し「おもいやり駐車場」を確保しているところであります。

議長(奥田俊夫) 再質問はございませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 岡田久雄議員。

9番(岡田久雄) 質問ではなくて要望という形でさせていただきたいと思っております。

中学生における献血教育の件でございますけれども、本当に献血というのは大切なことでございますので、ぜひとも中学生の授業に、命の教育や健康と体の教育やがん教育など、そういう勉強会があると思っておりますので、そこでしっかりとこの厚生労働省が出しておりますこの「H O P S T E P J U M P」のテキストを利用させていただいて、中学生の間にしっかりとその献血の重要性、その大切さを学んでいただきたいというふうに、ぜひとも要望させていただきますので、よろしく申し上げます。

議長(奥田俊夫) 田中保美議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 田中保美議員。

5番(田中保美) 5番、田中保美です。それでは、私の方から通告いたしました2点について質問させていただきます。

まず1点目でございますが、本町と井手やまぶき支援学校との連携・交流に

ついてであります。令和4年4月、「地域密着型モデル校」として、井手やまぶき支援学校が本町に開校いたしました。井手やまぶき支援学校は、その教育理念である「地域と共に歩む学校」の下、本町の各小・中学校のスポーツ行事や文化的取組において、積極的に連携や交流を行っていただいております。

また、11月に開催した「井手町こども議会」の取組のように、本町住民や様々な団体、サークルなど、地域の方々と一体となった様々な取組や交流もより一層行われていくことと、大変期待しております。

そこで、次のことについて質問します。

①これまでに行われた本町住民やスポーツ・文化など各種団体との連携や交流には、どのようなものがあるのか。

②本町と井手やまぶき支援学校とは、今後具体的にどのような連携や交流等の取組を考えておられるのか。

そして、2点目ではありますが、町の地域資源を生かしたまちづくりについてであります。

「第5次井手町総合計画」の「基本計画」のうち、「第5章 多様な働き方ができる魅力あるまちをつくろう」の「第4節 観光・交流」で、「目標達成のために取り組むこと」の中の「観光拠点の整備」の取組内容として、「新たな交流拠点として、国道24号城陽井手木津川バイパス沿いに新たに道の駅の整備を進めるとともに、近隣のまちづくりセンター椿坂周辺と一体となった新たな交流拠点の活用に向け検討を進める。」また、「豊富な地域資源を活かし、通過型から滞在型の観光・交流を創出するために、大正池グリーンパークの既存宿泊施設と連携した取組を進める。」との記載があります。

現在も、田園風景をはじめとするまちの豊かな自然、歴史、文化など地域の魅力ある資源を生かした様々な取組や事業が運営・推進されているとお聞きしますが、これからの井手町にとって、観光分野における交流人口の増加を目指したまちづくりは大変重要になってくるのではないかと考えます。

そこで、次のことについて質問します。

①直近での「まちづくりセンター椿坂」の主な取組はどのようなものか。

②同じく直近での「大正池グリーンパーク」の主な取組はどのようなものか。

③本町では、町の地域資源を生かした滞在型の観光・交流を促進するため

の事業や取組を今後どのように進めていかれるのか。

以上の質問の回答をよろしくお願いいたします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 西島町長。

町長（西島寛道） 私の方からは２点目の、三つ目についてお答えいたします。

本町において、滞在型の観光・交流を促進するためには、本町の強みである豊かな歴史的資源や自然、また京都、奈良、大阪などの都市部に近い地理的な優位性を生かし、本町へ一足延ばしていただき、少しでも長く滞在し観光していただけるよう、お茶の京都DMOや周辺市町、関係機関と連携した広域による観光資源の活用やそのブラッシュアップを図ることが重要であると考えております。

そのためには、これまでから様々な活動をしていただいております「まちづくりセンター椿坂」と新たな交流拠点施設である「テオテラスいで」とが一体となった魅力ある観光資源となり、新国道バイパス等の道路整備やJR奈良線の利便性を生かした多賀地域のフルーツ狩りやホテル公園、また大正池グリーンパークなども含めた観光周遊ルートをつくる必要があると考えております。

現在、「まちづくりセンター椿坂」では、陶芸等の体験や河津桜の植樹など、観光客がくつろげる環境を整えていただいております。本町といたしましても、「テオテラスいで」と椿坂との間をゆっくりと周遊できるよう、「テオテラスいで」から玉川右岸に直接つながる通路を整備することとし、準備を進めております。

今後、道路整備等の進捗も踏まえ、より広域的な滞在型の観光・交流の促進に向け、お茶の京都DMOをはじめ、関係機関と連携するとともに、地域の皆様のご意見も伺いながら、一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 1点目の本町と井手やまぶき支援学校との連携・交流についてであります。一つ目のこれまでに行われた本町住民やス

スポーツ・文化など各種団体との連携や交流につきましては、支援学校の開校前から、町内のコーラスサークルによる校歌の収録や京都産業大学井手応援隊による学校紹介等の動画が作成されるなど、本町の歓迎の気持ちを伝えるとともに、開校してからも、住民の方々による支援学校の学校公開や研修会への参加、町内のコーラスサークルによる学校祭への出演、農業委員による田植や稲刈り体験の指導など、本町住民や各種団体との交流の輪が広がっております。

また、支援学校の児童・生徒も、町立図書館の利用やいづみ保育園と山城勤労者福祉会館の清掃、そして玉水駅前へのプランター設置など、本町内の施設を活用した取組も実施されております。

さらには、本年度は新たにスポーツ推進委員による「井手やまぶきスポーツカルチャークラブ」への協力や町内のダンスサークル、読み聞かせサークル、太極拳サークルによる学校祭等への出演が行われるとともに、支援学校の児童・生徒によるふれあいギャラリー、町文化祭での作品展示やこども議会、青少年の主張大会への参加、そして町内の事業所等で工場見学やピザ作りの体験もされております。

二つ目の今後、具体的にどのような連携や交流等を考えているかにつきましては、これまで取り組まれてきた数々の連携・交流事業の継続や新たな取組の実施に向け、支援学校をはじめ住民や各種団体と協力し、さらなる充実・発展に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 2点目の一つ目の、直近での「まちづくりセンター椿坂」の主な取組につきましては、本センターは11の団体で構成する「まちづくり協議会」において運営されておまして、現在、京都府地域交響プロジェクト交付金を活用し、地域交流拠点施設「テオテラスいで」から、椿坂周辺一帯を多くの住民の交流や活動の中で新たな価値を創造することを目的に、本町と連携しイベント企画や観光体験などを展開しているところであります。

具体的には、「まちづくり協議会」が設置したピザ窯を活用し、京都産業大学の学生「井手応援隊」が、本町の特産品のタケノコなどを用いたピザレシピをまちづくり協議会と連携して考案・開発したり、泉ヶ丘中学校や府立井手やまぶき支援学校の生徒たちの体験学習に協力してまいりました。

体験学習では、京産大のレシピを基にしたピザ作りや、陶芸、水墨画の体験、椿坂での野菜の植付けや収穫体験、まちづくり協議会による本町まちづくりの講義などが行われ、学校からは毎年協力・実施してほしいと要望があり、大変満足度が高く、来年度はオーストラリアの中学生を受け入れる国際交流も予定されており、今後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

また、交付金で導入したサンドブラスト機を活用し、泉ヶ丘中学校を卒業する生徒が授業で各自の思い出をマグカップに描き、卒業記念品とするとともに、令和3年度から、地域にゆかりのある左馬、椿やゲンジボタルなどの絵をビアグラスやショットグラスに掘り込み、本町のふるさと納税の返礼品に出品するなど、椿坂を体験を通じた交流や町の魅力を発信する場として活用を図っているところであります。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 二つ目の直近での大正池グリーンパークの主な取組につきましては、豊かな自然に囲まれた大正駅には、遊歩道や浮御堂などが整備され、自由に散策ができ、また、周辺のバンガローやキャンプサイト、屋根つきバーベキュースペースなどでは、アウトドアレジャーが楽しめるようになっております。

現在は、指定管理者の公益財団法人青少年野外活動総合センターにより運営されておりまして、近接する大正池溪流魚センターやたくみの里が開催したイベントと連携し、宿泊や休憩にも利用いただいたり、体験事業としてカヌーやカヤックツアー、まき割り体験なども実施されております。

また、施設の周知活動として、関係施設の城陽五里五里の丘や友愛の丘へのパンフレット配架やホームページへのバナーリンク表示、インスタグラムやエックス（旧ツイッター）での情報発信を行い、大正池グリーンパークのPRに努められております。

本町といたしましては、京都駅に併設する観光案内所など町外の関係施設や「テオテラスいで」へのパンフレット配架、お茶の京都DMO等の関係機関のホームページへの情報掲載などによりましてPRを行っております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 田中保美議員。

5 番（田中保美） 質問ではなく要望であります。今、質問に対する回答をお聞きして、一つ目の本町と井手やまぶき支援学校との連携行事については、これからも本町住民や各種団体、サークル等との様々な取組を通して、連携、交流をさらに深められることを大いに期待しています。

二つ目の町の地域資源を生かしたまちづくりについては、これからも町の地域資源を生かした滞在型の観光交流を進める取組を大いに期待しています。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） 木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村武壽議員。

10 番（木村武壽） 10 番、木村武壽でございます。通告に基づきまして、一般質問をいたします。

質問要旨としまして、町内における街灯の増設についてであります。

先日、夜間に国道 24 号線を自動車で運転しておりますと、玉川堤周辺の道路が心なしか暗いような印象を受けました。

公共施設を示す看板も傾いており、現在のままでは、「さくらまつり」をはじめ、町の玄関口となるルートとしては、大変寂しい状況ではないかと思えます。

また、玉川堤周辺は、夕方にはクラブ終わりの中学生の通学路でもあり、最近では夜間に夫婦や友人で散歩をされる方も多く見受けられることから、「さくらまつり」以外の時期にも、LED 照明化など、今後はもう少し周辺が明るくなるような取組が必要ではないかと考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

①街灯の設置に基準はあるのかお尋ねしたいと思います。

②今後町内で街灯を増設する予定のある箇所はあるのかお尋ねしたいと思います。

③玉川堤周辺に限らず、町内全域で街灯を増設すれば、住民の安心・安全の確保や防犯上の観点からだけでなく、町のイメージアップにもつながると思いますが、町の考えをお尋ねいたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 木村武壽議員のご質問にお答えいたします。

町内における街灯の増設についてであります。一つ目の街灯の設置に基準はあるのかにつきましては、街灯を設置する際には、まず各区において、地域における防犯や安全・安心の観点などから防犯灯の設置要望を頂き、本町において、当該防犯灯の必要性や優先性、設置による効果などを判断するとともに、必要に応じ区長のご意見も伺いながら防犯灯を設置してきたところであります。

なお、河川の堤防内に照明用の柱などの構造物を新たに埋設することは、河川管理基準上できないと伺っており、当該箇所への設置要望には応じることはできないこととなります。

二つ目の今後、町内で街灯を増設する予定のある箇所はあるのかにつきましては、本年度も複数の区から10か所程度、街灯設置の要望が出ておりますので、現地を確認した中でそれぞれの箇所について判断し、増設することとしております。

三つ目のイメージアップのための街灯の増設につきましては、街灯につきましては、防犯や地域での安全・安心の確保などから設置するものであり、また、維持管理の費用も要することから、これまでと同様に各区からの要望等により、必要な箇所に必要な街灯を設置してまいりたいと考えております。

なお、さくらまつりの時期での桜並木やヤマブキのライトアップなど、河川堤防敷を利用したイベントなどに併せ設置してきた仮設照明については、実施主体等とも協議しながら対応してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問はございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 再質問ではございませんが、要望しておきたいと思えます。区からの要望があるところは、できるだけ早く、一日でも早い時期に増設をお願いしまして、終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） 木村健太議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。



1 番（木村健太） 1 番、木村健太です。通告に基づき、私の方から 2 点質問させていただきます。

町内のゴミの集積場所におけるゴミの散乱や不法投棄について。

これは各区共通の課題だと思いますが、最近町内のごみの集積場所において、ごみの散乱や不法投棄の様子がたびたび見受けられます。

ごみの散乱については、カラスの被害もあり、そういった場合は、収集を委託している業者の方に集めていただいたり、各区や近隣住民が「カラスよけネット」による対策を行うなど、皆さん方が大変苦勞されているとお聞きします。

一方、ごみを所定の場所に捨てなかったり、不法投棄を行うなどの問題は、ごみを出す側のモラルの問題もありますが、町内でそういった場所が増えると、どうしても町に対する印象もよくないのではないかと思います。

そのため、町として防犯カメラを設置したり、パトロールを徹底するなど、少しでもごみの散乱や不法投棄を抑制するために取り組む必要があるのではないかと考えます。

そこで、近隣自治体の例も含め、現在何か効果的な取組を検討されているのか質問します。

二つ目、飼い犬によるフン害について。

町内を歩いてみて、また、住民の方からも実際に話を聞いたのですが、他人の所有地や道路等にふんを放置したままにするという、飼い犬のふん害の問題があります。

飼い主は、犬などのペットを家族の一員として大事に飼っておられるのはよく分かりますが、中には、飼い主の義務を放棄し、散歩の際などに後始末をせず、他人の所有地や道路等にふんを放置したことで、放置された側の住民がふんによる臭いや大量の虫が発生する等の被害を受け、その処理に大変頭を悩ませておられるとの話を何度も聞きました。

そこで質問します。

①住民からこういった苦情があった場合、町としてどういった対応を取ることになるのか。

②保健所等と連携し、何か対策を取ることにはできないのか。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 木村健太議員のご質問にお答えします。

1点目の町内のゴミの集積場におけるゴミの散乱や不法投棄についてですが、ゴミの散乱抑制につきましては、現在、本町では希望される区に対しまして、ゴミのネットや啓発看板を配布しているところであり、各集積場それぞれにおける重石や集積ボックスなどの散乱防止の工夫につきましては、地域の方々に対応していただいております。また、半年に一度配布しているゴミ分別カレンダー等にて、ゴミ捨ての注意点等啓発を行っているところでもあります。

次に、ゴミの集積場ではない箇所にごみが捨てられていることや、不法投棄への抑制策につきましては、対象のゴミへの啓発シールの貼付けや町内4か所の集積場に自動撮影カメラの設置、個別状況により保健所や警察との連携を行い対応しているところでもあります。なお、近隣自治体で行われている取組につきましては、ゴミネットの配布や購入費用の一部助成、啓発やカメラ設置など本町と同様の内容でありました。また、パトロールにつきましては、直営及び委託業者によるゴミ収集時に加え、産業環境課や、現場に出た際の関係職員により実施しており、京都府につきましても、定期的に不法投棄監視パトロールを行っていただいております。

今後は、現在の取組の継続に加え、プライバシーの配慮の関係もありますが、地域からの要望がありましたら、各区と協議の上、自動撮影カメラの増設なども検討してまいりたいと考えております。

2点目の飼い犬によるフン害についてですが、一つ目の住民からのふん害等による苦情があった場合の対応につきましては、地域からの要望に合わせ、啓発看板の配布を行うとともに、現地周辺地域への啓発チラシの配布を行い、また、現地確認を行い、申出内容に応じ対応しているところでもあります。飼い主が特定できる場合につきましては、適正飼養の観点から保健所とともに指導を行うほか、広報等で、動物の適正飼養について啓発等を行っているところでもあります。

二つ目の保健所等と連携し何か対策をとることにつきましては、先ほども述べましたが、飼い主が特定できる場合は、町職員も同行し改善されるよう指導を行っているところであり、今後も適正飼養に係る啓発を行うとともに、近隣自治体の取組も参考にし、状況によっては保健所や京都府生活衛生課の

協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木村健太議員。

1 番（木村健太） 再質問ではなく、要望としてお伝えしたいと思います。

町内のごみの散乱、不法投棄の問題では、収集委託業者、近隣住民らが大変苦勞されているとのこと。飼い犬のふん害の問題につきましても、これから長く住んでいく中で、この問題が解決に向かないのは、大変頭を悩ませ続けることと思います。この両問題を少しずつでも改善できるよう、前向きな対策を考えていただきたく、私からの要望とさせていただき、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3 番（鎌田隆宏） 3 番、鎌田隆宏です。私の方から、大きく 2 点質問をさせていただきます。

1 点目の、「テオテラスいで」の利便性向上についてです。

9 月のオープンから 3 か月が経過し、次第に町内外の方たちから周知されてきている地域振興交流拠点施設「テオテラスいで」ですが、オープニングイベントや文化祭など、これまで開催された催しでは、大変にぎわいを見せており、これは関係者の皆さんの井手町を盛り上げていこうという強い思いの現れではないかと実感しております。

「テオテラスいで」でのカフェ部門では、新しいメニューが続々と増え、農産物の直売所では、今年の長引く猛暑により農産物が集まりにくい中、スタッフの方たちが苦勞されながらも懸命に商品を取りそろえておられるところをお見かけしました。

また、物品販売部門には、地元をはじめとする府内の特産物をはじめ、日用品なども置かれ、利用者からはふだん使いの買物ができると、大変喜ばれています。

しかし、これから先、多くの方々にご利用いただくためにも、「テオテラスいで」の利便性をより一層向上させるために、いろいろな工夫が必要になってくるのではないかと思います。

そこで次のことについてお聞きします。

①地元の農産物を使った漬物をはじめとする加工品やクッキーなどのスイーツを作れる場所を確保し、住民参加で加工を行うことができれば、その商品を直売所やふるさと納税の返礼品などに活用できるのではないかと考えます。

そのため、自然休養村管理センターや役場旧庁舎を「テオテラスいで」の調理場やバックヤードとして利用することはできないのか。

②「テオテラスいで」の庁舎に面した西側の入り口には階段があり、車椅子での利用が困難となっていますが、今後何らかの対応を取られる予定はあるのでしょうか。

③雨の日など商品搬入の際に、搬入口に車が入れる荷下ろしや積荷をするための雨よけがあればと思いますが、その考えは。

④災害時に「テオテラスいで」が果たす役割はどのようなものがあるのでしょうか。

大きく2点目です。自然休養村管理センターの今後の活用について。

役場庁舎の移転に伴い、図書館や山吹ふれあいセンターも現在の場所に移転となりましたが、自然休養村管理センターについては、そのまま残され、現在は府土地開発公社の南部事務所だけが入居されているような状況です。

自然休養村管理センターにはホールがあり、これまでから二十歳の集いや文化祭の発表、講演や選挙時の開票所などに使用されてきた一方、新たな山吹ふれあいセンターの会議室には舞台がないため、文化祭では発表が見にくかったとお聞きしました。

また、イベントの開催時などには、部屋が少し手狭ではないかという意見も聞かれています。そこで、これまでのように、自然休養村管理センターのホールの使用について、今後の活用の予定はあるのかお尋ねします。お願いします。

議長（奥田俊夫） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 山本地域創生推進室長。

理事（山本勇人） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「テオテラスいで」の利便性の向上についてであります。一つ目の自然休養村管理センターや役場旧庁舎を「テオテラスいで」の調理場や

バックヤードとして利用することにつきましては、地域振興交流拠点施設「テオテラスいで」の管理運営を委託している「株式会社まちづくり井手」や「テオテラスいで出荷者協議会」の方々との協議や特産品開発事業でのワークショップ等においても、食品衛生法に基づく惣菜、漬物や菓子などの製造業許可の要件を満たす施設があればうれしいとの声を聞いているところであります。

本町においては、地域の食文化を掘り起こしたり、新たな食品を開発することは重要であると認識しており、さらにそれらを商品化、販売することにより、「テオテラスいで」をはじめ、様々な場所で発信していくことは、産業振興、消費拡大や雇用の創出につながるものと考えております。

議員ご提案の自然休養村管理センターや役場旧庁舎を整備し、調理場等に活用することについては、それぞれの施設におけるその他の活用方法をはじめ、必要な改修内容や運営主体、費用対効果等を踏まえ、方針を検討してまいりたいと考えております。

二つ目の「テオテラスいで」の車椅子の利用が困難な西側入り口につきましては、車椅子の出入口については、西側からは山吹ふれあいセンターの建物の下のスロープを通り、東の芝生の「ニワ」側に移動していただき、段差の低いバリアフリーになっている東側か、もしくは南側の出入口から車椅子で出入りいただけるようになっております。また、来られた方に分かりやすく誘導する案内板を掲示したいと思っております。

三つ目の雨の日の商品搬入等をするための雨よけにつきましては、「出荷者協議会」の皆様からご要望があることは承知しておりますが、「テオテラスいで」の営業を開始して約3か月が経過し、その中での要望については、必要性の有無や手法等を踏まえ、「株式会社まちづくり井手」や「出荷者協議会」と協議し、対応しているところであります。

雨よけの設置に関しましても、今後、「出荷者協議会」の皆様のご意見を十分にお聞きしながら、費用対効果を含め検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 四つ目の、災害時に「テオテラスいで」が果たす役割につきましては、現在、新山吹ふれあいセンターにつきましては避難所として

位置づけておりまして、災害時等には避難されてきた方々については、主に会議室や集会室、和室を利用させていただくこととしております。ただし、災害規模や避難者数によりスペースが足りない場合は、図書館はもとより「テオテラスいで」のスペースも活用することも考えられます。

なお、「テオテラスいで」では、食料品の販売も実施されていることから、災害時にどのような支援をしていただけるのかも含めて、今後、指定管理者である「株式会社まちづくり井手」と協議してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目の自然休養村管理センターの今後の活用についてであります。自然休養村管理センターのホールの利用につきましては、議員がおっしゃるとおり、これまでから各種イベントに活用されてきたところでありまして、本年度も文化協会が開催されたカラオケ大会や雨天時の消防団の操法訓練などにも利用され、現在でも複数の団体が定期的に活用されております。

今後につきましては、旧山吹ふれあいセンターの解体工事や国道24号城陽井手木津川バイパスの整備工事着手により一時期通行の支障などもあると考えますが、旧山吹ふれあいセンター残地での駐車場整備等を行い、有効に利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長（奥田俊夫） 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 鎌田隆宏議員。

3番（鎌田隆宏） 要望です。道の駅は、登録の要件に無料で24時間利用できる駐車場やトイレ、また子育て応援施設としてのおむつを替える台や授乳スペースなどのベビーコーナーを設けることが必要であるということがありますが、それ以外にも、またバイパス等ができれば、他の市町村にも道の駅的施設ができるかもしれません。本町独自の施設や設備というのをまた考えていただければと思い、要望をいたします。

以上、私の質問を終わります。

議長（奥田俊夫） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。13時30分から再開したいと思います。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時29分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に日程第5、報告第20号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですので、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、報告第20号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記といたしまして、工事請負契約変更の件であります。

次のページをお開きください。専決処分書であります。

工事請負契約変更の件。

工事請負契約変更について、別紙のように定める。

上記のことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものとする。

なお、今回の変更につきましては、竹及び竹の根の処分が当初想定より多くなったこと、また湧水による水替えの仮設費用を追加したことなどにより、請負金額の変更が生じたものであります。

それでは、次のページをお開きください。工事請負契約変更の件。

町道29号線第2工区道路改良その6工事について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり工事請負契約の変更を専決処分する。

記、1、契約の対象。5道改第1号、町道29号線第2工区道路改良その6工事。2、変更契約金額。金8,192万3,600円、うち取引に係る消費税額、金744万7,600円。3、今回変更による増額。金283万300円、うち取引に係る消費税額、金25万7,300円。4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字西高月6-5、雅豊建設株式会社、代表取締役、仁木雅樹氏。5、契約の方法。一般競争入札による契約であります。

以上、報告に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで報告第20号、専決処分の報告についてを終わります。

次に、日程第6、議案第55号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　　それでは、議案第55号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。例規ページ数1983ページ、第23条、国民健康保険税の減額の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、今回新たに出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額規定について、第3項を追加するものでありまして、第1号及び第2号は国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割及び被保険者均等割額について、第3号及び第4号は、国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額及び被保険者均等割額について、第5号及び第6号は国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額及び被保険者均等割額について定めるものであります。

次に、5ページをご覧ください。

第24条の3につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、出産被保険者に係る届出規定を追加するものであります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2項、適用区分の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。



これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第55号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第56号、令和5年度井手町一般会計補正予算(第6回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 寺井企画財政課長。

企画財政課長(寺井佳孝) それでは、議案第56号、令和5年度井手町一般会計補正予算(第6回)につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の一般会計補正予算第6回は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,713万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億7,107万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の規定でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正の規定でございます。債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

それでは3ページをご覧ください。「第2表繰越明許費」でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、2億9,700万円。8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査、240万円。8款土木費、5項住宅費、多賀地区町営住宅建替事業、2,400万円。10款教育費、4項社会教育費、事業名、旧山吹ふれあいセンター解体、9,450万円。

次のページをご覧ください。3表、債務負担行為補正でございます。

議会広報印刷製本業務委託、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額170万円。公共下水道事業操出金、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額185万円、井手町水道事業補助金、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額155万円。一般廃棄物収集運搬委託、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額5,700万円。ランリュック・安全帽支給事業、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額57万6,000円。通学カバン支給事業、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額38万3,000円。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額6億2,452万2,000円。補正額1億1,886万3,000円。計7億4,338万5,000円であります。

16款府支出金、補正前の額2億3,880万7,000円、補正額1,000円、計2億3,880万8,000円であります。

18款寄附金、補正前の額171万8,000円、補正額201万2,000円、計373万円であります。

19款繰入金、補正前の額8億2,517万3,000円、補正額1,242万4,000円の減、計8億1,274万9,000円であります。

20款繰越金、補正前の額2,122万5,000円、補正額2,867万8,000円、計4,990万3,000円あります。

以上、歳入合計、補正前の額54億3,394万2,000円、補正額1億3,713万円、計55億7,107万2,000円あります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額12億7,306万円、補正額

1, 584万9, 000円、計12億8, 890万9, 000円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の1, 098万円、その他の201万2, 000円、一般財源の285万7, 000円であります。

3款民生費、補正前の額11億2, 978万3, 000円、補正額1億266万6, 000円、計12億3, 244万9, 000円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の9, 224万2, 000円、一般財源の1, 042万4, 000円であります。

6款農林水産業費、補正前の額5, 069万円、補正額105万円、計5, 174万円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の105万円でありませぬ。

7款商工費、財源組替えでありまして、財源内訳といたしまして、国・府支出金の1, 242万4, 000円、その他の1, 242万4, 000円の減であります。

8款土木費、補正前の額6億5, 878万2, 000円、補正額1, 600万円。計6億7, 478万2, 000円。財源内訳といたしまして、一般財源の1, 600万円であります。

10款教育費、補正前の額4億7, 451万1, 000円、補正額156万5, 000円、計4億7, 607万6, 000円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の216万8, 000円、一般財源の60万3, 000円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額54億3, 394万2, 000円、補正額1億3, 713万円、計55億7, 107万2, 000円。財源内訳といたしまして、国・府支出金の1億1, 886万4, 000円、その他の1, 041万2, 000円の減、一般財源の2, 867万8, 000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 柳原建設課長。

理事（柳原健二） それでは、令和5年度井手町一般会計補正予算（第6回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。

なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図対象番号①、事業名、多賀地区町営住宅建替事業、事業費1,600万円、財源内訳としまして、一般財源の1,600万円。事業の概要としまして、解体工事(4戸)であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 脇本尚憲議員。

7番(脇本尚憲) 私の方からは10ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金のことで質問させていただきます。

これ、世帯におそらく約7万円の給付ということだと思っておりますけども、本町におかれましての対象となる世帯、この給付方法でありますとか、また、この補正予算が可決した際には、この給付時期としてはどれぐらいを考えておられるかということ。また、非課税世帯等という、この「等」というのは、おそらくこのコロナ禍で収入が激減した方に対して、いわゆる家計急変世帯と言われる方にもおそらくそういう給付をされるということだと思っておりますが、その家計が急変したという方の基準であるとか、条件であるとか、本町における対象をどれぐらい見込んでおられるのか。また、その給付方法など、その内容についてお答えください。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) 脇本議員のご質問にお答えいたします。

こちらの住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、おっしゃるとおり国の7万円の給付のものでございます。こちらにつきましては、現時点でその給付方法等による詳細というのが国の方からまだ示されておりませんが、示され次第、手続を踏んでいきたいということで考えておりますが、今、国の情報では一定国とのやり取りが必要ということが示されておりますので、おそらく通知を出すのは年が明けて以降になるかと思っております。

続きまして、「等」の扱いです。非課税世帯等ということで、これはおっしゃられたとおり、家計急変世帯ということになっておりまして、令和5年度

では課税であったけれども、令和5年度に入ってから家計が急変された方に対してということで、本町の方では、1か月の収入を示してもらいまして、それを12か月掛けたときに、その方が非課税相当になる場合に対して、この給付金の対象としていくことで考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 同じく、今の質問のページですね。10ページの非課税世帯の給付の件についてお伺いします。

対象人数、ここに予算が上がっているわけですが、対象人数は何人と考えておられますかというのが1点目です。それと、対象者の定義というんですか、令和4年のときに同じように国からの給付、5万円というのがあったと思うんですが、そのときの対象ではなかった、非課税世帯で、そのときに対象で、その5万円が給付されなかった方がおられると思います。例えば、扶養家族になっておられる方については、たしか対象じゃなかったと思います。

それから、それが今年7月に3万円の給付があったと思うんですが、令和4年度のときに、給付されなかった人は、この令和5年度7月の3万円は給付されているんです。だから、年度が変わると給付、非課税世帯であっても、扶養されていたか扶養ではなかったかによって、給付された方とされなかった方がおられるというふうに思うんです。基準が変わったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

同時に、ここで今挙げられている非課税世帯というのは、令和5年度、この7月に3万円給付された方と同じような扱いになるのか。すなわち、扶養家族になっていても、非課税世帯ならばこの給付の対象となっているんでしょうか。予算が上がっていて、対象人数にそういう方が入っているかどうかで分かると思うんですが、その点についてお答え願いたいと思います。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 花木住民福祉課長。

理事（花木秀章） 谷田健治議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、協本議員の中でも対象者のお話ありまして、答弁漏れで申し訳ございませんでした。

予算上では1,294世帯を見込んでおります。今ありました单身の方で、息子や町外の方などに扶養されているという理解で申しますと、この6月に補正組ませていただいた3万円については、国の方で、これは対象としても差し支えないということでしたので、対象としてきたところですが、今回の7万円については、その部分についてもまだ詳細が示されておりません。ですので、それを見た上で対応してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) そうしますと、国の方がもしそういう対象にはならないとなった場合は、6月の補正で7月にもらえた方が、今回のこの対象から外れるということになるということですか。町の方でそれは独自に判断してすることはできないのでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 花木住民福祉課長。

理事(花木秀章) そちらについては、国の方針に従ってまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 今のところ、そういう答弁だと思うんですが、もしこの7万円が、7月には3万円給付された方が、今回7万円給付されなかったら、僕は大混乱、同じ年度内で、給付される時とされない時があるというふうに思うんですが、これは国に対して言えるのかどうか分かりませんが、年度途中でそのように変わるということは、非常に混乱が起こるということが懸念されますので、そのことを述べ添えたいと思います。

以上です。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第56号、令和5年度井手町一般会計補正予算(第6回)を採決します。

議案第56号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第57号、令和5年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第57号、令和5年度井手町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)についてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,125万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,747万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、令和4年度の国民健康保険特別会計決算剰余金の一部基金積立て及びシステム改修及び交付金の返還金に要する所要額の補正であります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。1款国民健康保険税、補正前の額1億3,115万5,000円、補正額3,000円の減、計1億3,115万2,000円であります。

5款繰入金、補正前の額7,274万4,000円、補正額10万6,0

00円、計7,285万円であります。

6款繰越金、補正前の額1,000円、補正額3,114万9,000円、計3,115万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額9億5,622万2,000円、補正額3,125万2,000円、計9億8,747万4,000円であります。

次に、4ページをお開きください。歳出であります。

1款総務費、補正前の額728万5,000円、補正額3,110万3,000円、計3,838万8,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3,110万3,000円であります。

7款諸支出金、補正前の額185万1,000円、補正額14万9,000円、計200万円、財源内訳といたしまして、一般財源の14万9,000円あります。

以上、歳出合計、補正前の額9億5,622万2,000円、補正額3,125万2,000円、計9億8,747万4,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3,125万2,000円あります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　　谷田健治議員。

2番（谷田健治）　　6ページです。歳出のところで、3,100万円ですか。

これを積立てにするというふうにこれで見たらなるんですが、一昨年度の2021年度の黒字が6,163万円あって、積立てに同じく3,100万円ぐらい積み立てているんです、この2022年度、今年の、この間決算委員会がありました、そこでの黒字は6,131万円、今回その半分に当たる約3,100万円をまた積み立てるということです。これ、もし積み立てたら、基金は合計幾らになりますか。

議長（奥田俊夫）　　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　　ただいまの基金積立ての総額でございますが、令和3年度と令和4年度で5,000万円でありまして、今回令和5年度、3,100万円積み立てますので、合計8,100万円ということござい



ます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 谷田健治議員。

2番(谷田健治) 国保の金額が、住民の皆さん、非常に高いというふうに感じております、私もそうではありますが。これ、単年度会計で普通やっていきますよね。だから、黒字なんですよね。積み立てるのが必要なのかもわかりませんが、一定、次年度にその分減額するなど、そういうふうに戻すべきではないでしょうか。八千何万円も積立るといふのは、非常に私は多いといふふうに思います。どうでしょうか。

議長(奥田俊夫) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) ただいまのご質問でございますが、令和2年度からは広域化の始まった平成30年度と令和元年度に比べて納付金が大幅に減少していることによって黒字となっておりますが、これまでからの一般会計からの繰入れ状況や本町のように被保険者数の少ない保険者では、高額な医療費が数件増加することによりまして、急激に医療費が上昇してしまうようなことも考えられますので、そのことによって今後の納付金にも影響を及ぼすということにもなりますので、今のところは保険税の見直しというのはいせぬ、できるだけ基金を積み立てておきまして、一般会計からの法定外繰入れに頼ることなく対応できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長(奥田俊夫) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第57号、令和5年度井手町一般会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第58号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、議案第58号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第2回)につきましてご説明申し上げます。

第1条、総則の規定であります。令和5年度井手町水道事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の規定であります。令和5年度井手町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入であります。第1款水道事業収益、既決予定額1億3,396万3,000円、補正予定額ゼロ円、合計1億3,396万3,000円。第1項営業収益、既決予定額9,665万6,000円、補正予定額155万円の減、合計9,510万6,000円。第2項営業外収益、既決予定額3,730万6,000円、補正予定額155万円、合計3,885万6,000円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(奥田俊夫) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第58号、令和5年度井手町水道事業会計補正予算(第2回)を採決します。

議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(奥田俊夫) 挙手全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第59号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(奥田俊夫) 仁木上下水道課長。

上下水道課長(仁木 崇) それでは、議案第59号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)につきまして、ご説明申し上げます。

令和5年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、2ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。2款使用料及び手数料、補正前の額3,085万5,000円、補正額125万円の減、計2,960万5,000円であります。

5款繰入金、補正前の額586万9,000円、補正額125万円、計711万9,000円あります。

以上、歳入合計、補正前の額6,232万9,000円、補正額ゼロ円、計6,232万9,000円あります。

次のページをご覧ください。歳出であります。今回、補正額及び補正額の財源内訳はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(奥田俊夫) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第59号、令和5年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第59号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第60号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第60号、令和5年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和5年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

それでは、2ページをお開き願います。「第2表繰越明許費」であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、面整備事業、金額1,000万円。2款事業費、1項事業費、事業名、合藪ポンプ場設備改修事業、金額6,500万円。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。1 款使用料及び手数料、補正前の額 1 億 3, 4 6 3 万 4, 0 0 0 円、補正額 3 3 0 万円の減、計 1 億 3, 1 3 3 万 4, 0 0 0 円であります。

3 款繰入金、補正前の額 2 億 1, 5 8 3 万 4, 0 0 0 円、補正額 3 3 0 万円、計 2 億 1, 9 1 3 万 4, 0 0 0 円であります。

以上、歳入合計補正前の額 5 億 3, 4 3 9 万 1, 0 0 0 円、補正額ゼロ円、計 5 億 3, 4 3 9 万 1, 0 0 0 円であります。

1 枚めくっていただきまして、裏面でございます。歳出であります。今回、補正額及び補正額の財源内訳はございません。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 6 0 号、令和 5 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）を採決します。

議案第 6 0 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 6 0 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は 1 2 月 1 3 日、午前 1 0 時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 0 6 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            奥 田 俊 夫

署名議員        小 割 直 彦

署名議員        谷 田 利 一